

# 幼児教育の無償化

## 2019年10月からスタート

入園料・保育料  
月額2万5,700円まで無償

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。

※ 給食費や通園費等は対象外。

（算定のイメージ）

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
1万円	1万4,000円	2万4,000円	0円
-	3万円	2万5,700円	4,300円

※ 4月入園の場合、入園料は年間在籍月数の12で割った数とする。

預かり保育  
月額1万1,300円まで無償

- ・共働き世帯の子供など保育の必要※な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。（450円×利用日数）

※「保育の必要性の認定」の要件については、保育所入所基準と同じです。  
（就労の場合は両親それぞれの就労一日4時間以上かつ月16日以上等）

（算定のイメージ）

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。

無償化の対象となるには、

**まずは、認定申請書の提出が必要です。**

7月頃、幼稚園から配布される認定申請書に必要事項を記入の上、幼稚園へご提出ください。

（問合せ先）

鳥栖市健康福祉みらい部こども育成課  
TEL：0942-85-3552